



おおた障がい施策推進プラン

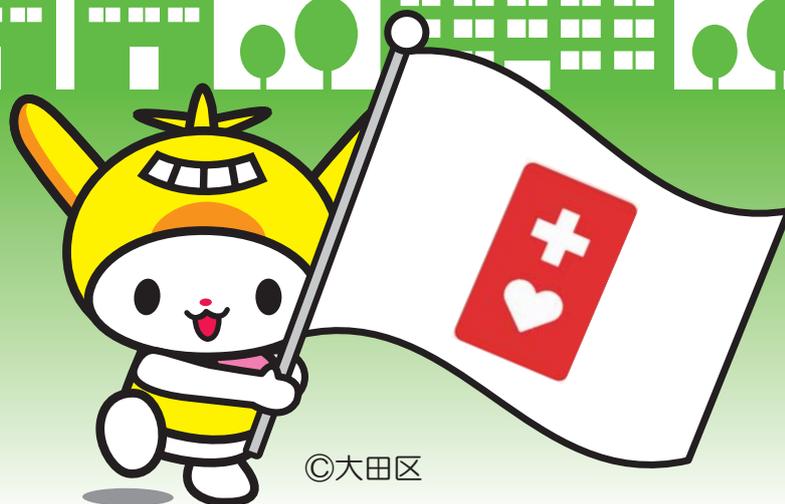
大田区障害者計画

第5期大田区障害福祉計画

第1期大田区障害児福祉計画

大田区発達障がい児・者支援計画

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度

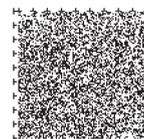


平成30年3月
大田区

この冊子は音声コード付きです。

右のマークが音声コードです。コードの位置を示すために切り込みを入れています。

専用の装置を利用して読み取ることで、内容を音声で聞き取ることができます。



はじめに



区では、大田区基本構想に掲げる将来像「地域力が区民の暮らしを支え、未来へ躍動する国際都市 おおた」の実現に向けた障がい分野の個別計画として、平成27年3月に「おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画）」を策定し、この3年間で着実に取組を進めてまいりました。

また、障がい者の暮らしを総合的に支える拠点施設として、平成27年3月1日に「障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ」を開設し、現在は、さらなる機能拡充に向けた取組を行っているところです。

一方、我が国では、この間、障がい者のための制度改革が集中的に行われるとともに、支援のあり方を子ども、高齢者、障がい者などの制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を越えた「我が事・丸ごと」へ転換していく改革が行われています。

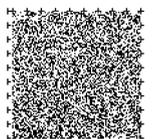
障がい者をとりまく状況が大きく変化していく中、様々なニーズや課題に的確に対応していくため、このたび、新たな3年間の計画として、「おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画、第5期大田区障害福祉計画、第1期大田区障害児福祉計画、大田区発達障がい児・者支援計画）」を策定いたしました。

本計画を着実に推進し、基本理念である「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提案をいただきました「大田区障がい者施策推進会議」の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力をいただきました区民、事業者、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

平成30年3月

大田区長 松原 忠義



目次

第1章 計画の策定にあたって

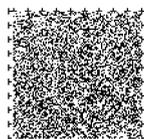
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の位置付け	4
3 計画のめざす姿	6
4 計画の期間	10
5 計画策定の体制	10

第2章 大田区の障がい者の状況

1 障がい者手帳所持者等の状況	13
2 発達障がい者の状況	19
【コラム① ～発達障がいについて～】	22
3 大田区障がい者実態調査結果の概要	23

第3章 施策の展開

1 重点課題	43
2 施策の体系	45
3 個別施策	48
基本目標1 自分らしく暮らせるまち	49
(1) 日中活動の場の整備	49
(2) 緊急時の受入体制の充実	50
【コラム② ～障がい者総合サポートセンター さぽーとぴあ～】	51
(3) 居住の場の確保・充実	52
(4) サービスの質の確保・向上	53
(5) 就労支援の充実	54
(6) 地域生活移行支援の充実	55
(7) 余暇活動の充実	56
【コラム③ ～障がい者スポーツの祭典～】	57
(8) 保健・医療の充実	58
(9) 教育の充実	59
(10) 保育の充実	60
(11) 発達障がい者支援の充実	61
(12) 高次脳機能障がい者支援の充実	62
基本目標2 とともに支え合い暮らせるまち	63
(1) 相談支援の充実	63
(2) 地域ネットワークの充実	64
(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進	65
【コラム④ ～障害者差別解消法について～】	66
(4) 地域との交流の充実	67



基本目標3 安全・安心に暮らせるまち	68
（1）災害時相互支援体制の整備	68
【コラム⑤ ～大規模災害に備えて～】	69
（2）福祉避難所の体制整備	70
（3）防犯対策の充実	71
（4）消費者トラブル防止体制の推進	72
（5）障がい者虐待防止等の推進	73
（6）成年後見制度利用支援の充実	74
（7）ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	75

第4章 障害福祉サービス等の推進

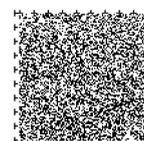
1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	79
（1）地域生活支援拠点等の整備	79
（2）福祉施設の入所者の地域生活への移行	80
（3）福祉施設から一般就労への移行等	81
（4）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	82
（5）障がい児支援体制の整備等	82
【コラム⑥ ～障害者総合支援法等のサービスの仕組み～】	83
2 サービス見込量と確保のための方策	85
（1）訪問系サービス	85
（2）日中活動系サービス	87
（3）居住系サービス	90
（4）相談支援	91
（5）児童福祉サービス	92
（6）地域生活支援事業	94

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	103
2 計画の進行管理	104

資料編

1 大田区発達障がい児・者支援計画との対応関係	107
2 大田区障がい者施策推進会議の検討経過	109
3 大田区障がい者施策推進会議設置要綱	110
4 大田区障がい者施策推進会議委員名簿	112
5 庁内検討委員会委員名簿	113
6 計画策定に係る根拠法令等	114
7 用語の説明	120



○ 元号の表記について

本計画策定時点において平成に代わる新元号が未定であるため、本書では2020年以降についても元号表記を平成のまま用いています。

○ 「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくもの、名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは、「障害」を使用し、それ以外は、「障がい」と表記しています。

○ 「障がい者」の定義について

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法第2条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」であり、障がい者手帳の所持者に限られず、高次脳機能障がい者や難病患者も含まれます。

なお、「障がい者」には、18歳未満の方も含んでいますが、「障がい児」と表記している場合は、18歳以上の方は含んでいません。

